# 研究に係る利益相反自己申告書（概略：20●●年●●月●●日の直近1年間の申告）

言語聴覚療法臨床研究会研究倫理委員長 殿

研究課題名：

【審査を受ける者の立場：

】

**上記研究課題と関連する可能性のある場合、以下について申告してください。** 本人およびその家族(生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子供))について、申告日までの1年間に、以下の全項目に該当があるかどうかを申告してください。（該当がある項目の□に✔を入れて提出してください。）

|  |
| --- |
| Ａ．自己申告者自身の申告事項□　１. １つの企業・団体から年間100万円以上の報酬を得ている□　２. 1 つの特許使用料が年間100万円以上受けている□　３. １つの企業・団体から講演料又は原稿料などを年間50万円以上得ている□　４. 産学連携活動で、企業・団体のエクイティ（株式等）を保有している、または１つの企業の株式から年間100万円以上の利益を得ている（エクイティ：株式（公開株５％以上、未公開株は１株以上）、出資金、新株予約権、受益権など。 株式の利益：配当、売却益の総和）□　５. 企業や営利を目的とした団体から無償の役務提供や機材等の提供を受けている□　６. 企業や営利を目的とした団体から契約に基づいて提供する研究費 （１つの企業・団体から臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額が年間100万円以上)□　７. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨励（奨学）寄附金 （１つの企業・団体から申告者個人又は申告者が所属する研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上）□　８. 企業などからの寄附講座等に所属している□　９. その他の報酬（研究とは直接関係しない旅行、贈答品など）を得ている （１つの企業・団体から受けた総額が年間５万円以上）B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項□　１. １つの企業・団体から役員、顧問職として年間100万円以上の報酬を得ている□　２. １つの企業・団体から年間100万円以上の特許権使用料を受けている□　３. １つの企業の１年間の株式から得られる利益が100万円以上、あるいは当該株式の5％以上保有している |

※なお、企業・団体には、国、地方公共団体、独立行政法人、社団法人、学校及び病院等 (予防診断を含む)医療行為 を行う機関は含みません。

※個人的な収入については源泉徴収前の税込金額を申告してください。源泉徴収前の税込金額が不明な時は相手先に 確認してください。

**＜全てに該当なしの場合＞** 研究責任者が研究課題に携わる全員分の本申告書を取りまとめ、研究倫理委員会に倫理委員会申請書類と併せて、この用紙（概略）のみ１部ご提出ください。

**＜いずれかの項目について一つでも該当がある場合＞**研究倫理委員会の審査を受ける必要がありますので、「全てに該当なしの場合」に加えて、利益相反のある全員分の「臨床研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」を研究倫理委員会にご提出ください。

**※申告内容に変更が生じた場合は、直ちに研究倫理委員会あてに自己申告書を提出してください。**

誓約：私の利益相反に関する状況は上記のとおりであることに相違ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) 20●●年●●月●●日

所属 補職

 署名（直筆）

内線 E-mail :